

事業名	一般廃棄物処理施設整備指導費	財務コード (事業)	125502
-----	----------------	---------------	--------

細事業名	一般廃棄物処理施設整備指導事業費
------	------------------

担当部課室	森林環境 部 環境整備 課 施設計画 担当 (内線)	6457
-------	----------------------------	------

I 事業の概要

実施期間	始期 S46 年度 ~ 終期 年度			
実施主体	県(直営)			
事業の目的	<table border="1"> <tr> <td>誰(何)を対象に 一般廃棄物処理施設を有する市町村及び一部事務組合</td> <td>その対象をどのような状態にして 施設の適正な維持管理及び整備の促進が図られている。</td> <td>結果、何に結びつけるのか 一般廃棄物の適正処理</td> </tr> </table>	誰(何)を対象に 一般廃棄物処理施設を有する市町村及び一部事務組合	その対象をどのような状態にして 施設の適正な維持管理及び整備の促進が図られている。	結果、何に結びつけるのか 一般廃棄物の適正処理
誰(何)を対象に 一般廃棄物処理施設を有する市町村及び一部事務組合	その対象をどのような状態にして 施設の適正な維持管理及び整備の促進が図られている。	結果、何に結びつけるのか 一般廃棄物の適正処理		
事業の内容 ※主に 23年度	<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく市町村等の行う一般廃棄物処理施設整備に対する支援、及び一般廃棄物処理施設の維持管理に対する立入検査及び指導</p> <p>○平成23年度の立入、指導実績 52施設</p>			
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律			

II 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と 目標の実現度	22年度	23年度		24年度	25年度	事業目標の考え方
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値	
活動指標 立入・指導した一般 廃棄物処理施設数 量	66施設	52施設	52施設	58施設	53施設	目標設定の考え方 実施要領に基づき、立入検査を実施する施設数を設定している。 データの出典等 一般廃棄物処理施設立入検査及び放流水・焼却灰等の分析検査実施要領
	活動指標達成率 (実績値/目標値)		100.0 %			
成果指標 成果指標達成率 (実績値/目標値)						目標設定の考え方 データの出典等
	成果指標達成率 (実績値/目標値)		%			
決算額、予算額 (千円)	147	200		187	218	成果指標によらない成果 各林務環境事務所が、指導の必要な一般廃棄物処理施設への立入検査をして指導を行うことにより、適正な維持管理が図られている。
うち一財額	127	180		137	168	
所要時間(直接分)	120 時間	120 時間		120 時間	120 時間	
所要時間(間接分)	時間	時間		時間	時間	
所要時間計	120 時間	120 時間		120 時間	120 時間	
人件費コスト 単位:千円 (@2,021円×所要時間)	243	243		243	243	

III これまでの事業の見直し・改善状況

平成18年度 一般廃棄物処理施設整備事業費補助金を廃止した。

#### IV 活動量と成果の判断(平成23年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか。(「活動指標の達成率」等から、事業の活動量を判断)		
数値判定 H23年度 活動指標 達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 ※数値判定と一次評価とが異なる場合等に記入すること
b	b	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上)。 b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満)。 c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)。 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)。

(2) 事業は意図した成果を上げているか。(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)		
数値判定 H23年度 成果指標 達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方 ※必ず記入すること
	b	県の支援により市町村等の一般廃棄物処理施設の整備が進んでいる。 各林務環境事務所が、指導が必要な一般廃棄物処理施設への立入、指導を行うことにより、適正な維持管理が図られており、意図した成果を上げている。

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上)。 b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)。 c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)。 d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)。

#### V 見直しの必要性(平成25年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部評価結果)		
見直しの必要性	説 明	IV以外の判断項目
無		

・「IV以外の判断項目」の欄

○必要性(a.目的の達成 b.新たな課題への対応 c.対象の変化 d.ニーズの変化 e.法律・制度の改正) ○官or民(f.民間等実施) ○官の役割分担(g.市町村等へ移管) ○効率性(h.外部委託 i.経費節減 j.類似事業と統合・連携 k.所要時間の縮減 l.プロセスの改善) m.その他

二次評価(担当部局再評価結果) ※行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価		
見直しの必要性	説 明	IV以外の判断項目

・「IV以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする。

#### VI 見直しの方向(平成25年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等
現行どおり	

見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、V見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。なお、見直しがない場合は、「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。